

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民 意見	県意見
1	17.9.22	柏増尾台ショッピングパーク (柏市)	トステムビバ(株) (生活関連用品)	営業時間ほか (午前10時～午後8時 →午前8時～午後9時45分)	17.9.29	なし	なし	なし 18.4.28
2	17.10.14	ケーズデンキ我孫子 パワフル館 (我孫子市)	ギガスケーズデンキ (株) (家庭電化製品)	閉店時刻 (午後8時→午後9時) 店舗面積 1,500㎡→2,200㎡	17.10.15 18.6.15	なし	なし	なし 18.5.18
3	17.10.14	ゲオ富里店 (富里市)	(株)ゲオ (生活関連品)	閉店時刻の変更ほか (午前零時から午前2時)	17.10.15	あり (対応済)	なし	なし 18.5.16
4	17.10.18	船橋駅北口市街地再開 ビル・船橋東武ビル (船橋市)	(株)東武百貨店 (総合店)	駐車場台数の変更ほか (694台から614台)	17.10.31	なし	なし	なし 18.5.16
5	17.11.7	三山大久保ビル (船橋市)	サミット(株) (食料品)	開店時刻の変更ほか (午前10時から午前9時)	17.11.20	なし	なし	なし 18.5.16
6	17.11.10	ゲオ八街店 (八街市)	(株)ゲオ (生活関連品)	閉店時刻の変更ほか (午前零時から午前2時) 荷さばき施設の新設ほか	17.11.11 18.7.11	あり (対応済)	なし	なし 18.5.16
7	17.11.11	ヤックスドラッグ茂原東店 (茂原市)	(株)千葉薬品 (住・生活関連品)	閉店時刻の変更ほか (午前9時～午後9時 →午前9時～午前0時)	17.11.15	あり (対応済)	なし	なし 18.5.11

報告案件 1

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 柏増尾台ショッピングパーク
- 2 所在地 柏市増尾台2丁目1887番地1 ほか
- 3 建物設置者 田中 とみ、田中 安雄
- 4 小売業者名 トステムビバ株式会社（業種：生活関連品の販売）

5 変更しようとする事項

（1）開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時～午後8時（但し年間60日午後9時）

（変更後）午前8時～午後9時45分

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時45分～午後10時

（変更後）午前7時45分～午後10時

（3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 5箇所（但し臨時駐車場1箇所）

（変更後） 10箇所（但し臨時駐車場1箇所）

- 6 変更年月日 平成17年9月29日

7 処理経過

- （1）届出日 平成17年9月22日
- （2）公告縦覧期間 平成17年10月18日～平成18年2月18日
- （3）説明会 平成17年10月21日不要承認

8 市町村・住民等の意見

- （1）柏市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

- 9 県の意見 「意見なし」 平成18年4月28日通知

<理由>

- （1）当該変更は、営業時間等の変更であるが夜間に及ぶものでなく、駐車場出入口の変更も交通への影響はほとんどないことから、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく柏市の意見がなかったこと及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,660㎡
- 2 駐車場の収容台数：402台
- 3 駐輪場の収容台数：190台
- 4 荷さばき施設の面積：105㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：68㎡
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前8時
 - ・ 閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：10か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時～
午後9時50分

報告案件 2

変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ケーズデンキ我孫子パワフル館
- 2 所在地 我孫子市寿 2 丁目 6 1 番地 3 ほか
- 3 建物設置者 清水地所株式会社 代表取締役 藤江澄夫
- 4 小売業者名 ギガケーズデンキ株式会社（業種：家庭電化製品）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
(変更前) 1, 5 0 0 m² (変更後) 2, 2 0 0 m²
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後 8 時 (変更後) 午後 9 時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分 (変更後) 午前 9 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
- 6 変更年月日
 - (1) 店舗面積の合計 平成 1 8 年 6 月 1 5 日
 - (2) 閉店時刻 平成 1 7 年 1 0 月 1 5 日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日
 - (2) 公告縦覧期間 平成 1 7 年 1 1 月 2 2 日～平成 1 8 年 3 月 2 2 日
 - (3) 説明会 日時 平成 1 7 年 1 2 月 8 日 1 9 : 0 0 ~
場所 我孫子市市民会館
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 我孫子市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成 1 8 年 5 月 1 8 日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、増床及び営業時間の変更等であるが、増床は 1, 0 0 0 m²未満であり、営業時間の変更は夜間に及ぶものでなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値はすべての地点で基準値を下回っていることから、この変更による店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。
- (2) 法第 8 条第 1 項に基づく我孫子市の意見がなかったこと及び同条第 2 項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：2, 2 0 0 m²
- 2 駐車場の収容台数：9 4 台
- 3 駐輪場の収容台数：4 0 台
- 4 荷さばき施設の面積：7 9 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：2 3 m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前 1 0 時
 - ・ 閉店時刻：午後 9 時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前 9 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
- 8 駐車場の出入口の数：4 か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前 8 時～午後 7 時

報告案件 3

変更事項届出の概要（法附則第5条第1項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ゲオ富里店
- 2 所在地：富里市七栄字中木戸575番地287ほか
- 3 建物設置者：中村 勉ほか
- 4 小売業者名：株式会社 ゲオ（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午前0時
(変更後) 午前2時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分～翌午前0時30分
(変更後) 午前9時30分～翌午前2時30分
- 6 変更年月日 平成17年10月15日
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年10月14日
 - (2) 公告縦覧期間 平成17年11月4日～平成18年3月4日
 - (3) 説明会 平成17年12月5日 午後2時～、午後7時～ 富里市商工会館
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 富里市の意見 深夜の来場者の駐車場での話し声等の騒音について、近隣住民に配慮のこと
 - (2) 住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成18年5月16日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、夜間時間帯における閉店時刻の繰下げであるが、旧大店法から営業していた既存店であり、騒音の予測評価結果も、夜間の騒音ごとの騒音レベルが一部で基準値を上回るものの、保全対象側では満足しており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく富里市の意見に対しては、駐車場内から発生する騒音防止のため、場内にアイドリングストップを促す看板を設置し、さらに夜間は大きな声でのおしゃべり等を注意する文言を加える。また、定期的に従業員による駐車場内の巡回を実施し、青少年のたむろ等を防止する。としており、適切な対応がなされているものと認められること。
- (3) 同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：2,520㎡
- 2 駐車場の収容台数：211台
- 3 駐輪場の収容台数：77台
- 4 荷さばき施設の面積：23㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：11m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前10時
閉店時刻：翌午前2時
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前9時30分～翌午前2時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前9時～午後10時

報告案件 4

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：船橋駅北口市街地再開発ビル・船橋東武ビル
- 2 所在地：船橋市本町7丁目3番ほか
- 3 建物設置者：みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 池田 輝彦ほか
- 4 小売業者名：株式会社東武百貨店（業種：百貨店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 694台
(変更後) 614台
 - (2) 駐車場の出入口の数
(変更前) 11か所
(変更後) 8か所
- 6 変更年月日 平成17年10月31日
- 7 処理経過：
 - ①届出日 平成17年10月18日
 - ②公告縦覧期間 平成17年11月4日～18年3月4日
 - ③説明会 平成17年11月7日不要承認
- 8 市町村・住民等の意見：
 - ・船橋市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成18年5月16日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、土地所有者からの既存駐車場の賃貸借契約解除に伴い、収容台数の減少を行う変更であり、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：36,439㎡
- 2 駐車場の収容台数：694台
- 3 駐輪場の収容台数：240台
- 4 荷さばき施設の面積：4,524㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：141m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前7時（午前10時）
閉店時刻：午後11時（午後9時）
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前8時～午後11時
- 8 駐車場の出入口の数：11か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後6時

報告案件 5

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：三山大久保ビル
- 2 所在地：船橋市三山9丁目695番地4
- 3 建物設置者：大久保株式会社 代表取締役 大久保 實
- 4 小売業者名：サミット株式会社（業種：日用品・食料品スーパー）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前10時（年間60日 午前9時）
(変更後) 午前 9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分（年間60日 午前8時45分）～翌午前1時15分
(変更後) 午前8時45分～翌午前1時15分
- 6 変更年月日 平成17年11月20日
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年11月7日
 - (2) 公告縦覧期間 平成17年11月22日～平成18年3月22日
 - (3) 説明会 平成17年12月22日 午後3時～、船橋市三山市民センター
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成18年5月16日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、開店時刻の繰上げで夜間（午前6時以前）に及ぶ変更ではないことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく船橋市の意見がなかったこと及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：1,652㎡
- 2 駐車場の収容台数：93台
- 3 駐輪場の収容台数：88台
- 4 荷さばき施設の面積：74㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：17m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前1時
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前8時45分～翌午前1時15分
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後7時

報告案件 6

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ゲオ八街店
- 2 所在地：八街市文違字文違野301番地3, 433ほか
- 3 建物設置者：株式会社ハヤシ 代表取締役 林 博史
- 4 小売業者名：株式会社 ゲオ（業種：住・生活関連品専門店）

5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午前0時
(変更後) 午前2時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分～翌午前0時15分
(変更後) 午前9時30分～翌午前2時30分
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) なし
(変更後) 53㎡
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) なし
(変更後) 午前9時～午後10時

- 6 変更年月日 (1)、(2)については、平成17年11月11日
(3)、(4)については、平成18年 7月11日

7 処理経過：

- (1) 届出日 平成17年11月10日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年12月2日～平成18年4月2日
- (3) 説明会 平成17年12月12日 午後1時～、午後6時～ 八街商工会議所

8 市町村・住民等の意見

- (1) 八街市の意見 屋外広告物を設置又は変更の場合は申請を行うこと
- (2) 住民等の意見 なし

<店舗概要>

- 1 店舗面積：2,120㎡
- 2 駐車場の収容台数：118台
- 3 駐輪場の収容台数：88台
- 4 荷さばき施設の面積：53㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：5m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前10時
閉店時刻：翌午前2時
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前9時30分～翌午前2時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前9時～午後10時

9 県の意見 「意見なし」 平成18年5月16日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、荷さばき施設の新設及び夜間時間帯での閉店時刻の繰下げであるが、今回の変更に伴う騒音の予測評価結果は、基準値以下であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく八街市の意見に対しては、屋外広告物の新たな設置及び変更が生じた場合は法律に基づいた手続きを迅速に行う。としており、適切な対応がなされているものと認められる。
- (3) 同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件 7

変更事項届出の概要（附則第5条第1項）

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ヤックスドラッグ茂原東店
- 2 所在地 茂原市谷本字天神台1, 810番1
- 3 建物設置者 深山とく
- 4 小売業者名 株式会社千葉薬品（生活関連品）

5 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後9時
(変更後) 午前9時から午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分
(変更後) 午前8時30分から午前0時30分

6 変更年月日 平成17年11月15日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年11月11日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年12月2日～平成18年4月2日
- (3) 説明会開催日 平成17年12月2日

8 市町村・住民等の意見

(1) 茂原市の意見

- ①廃棄物の排出を抑制して減量化を図るほか、有効利用可能な資源のリサイクル促進に、積極的に取り組むこと。
- ②営業時間の延長に伴い茂原市環境条例に基づく騒音の規制基準が厳しくなるので遵守すること。
また、近隣住民の生活環境を損なうような過度の照明は避ける等適切な措置を講ずること。
- ③茂原市ポイ捨て防止条例に配慮した環境づくりにさらに努めること。

(2) 住民等の意見 なし

<店舗概要>

- 1 店舗面積：1,946㎡
- 2 駐車場の収容台数：81台
- 3 駐輪場の収容台数：40台
- 4 荷さばき施設の面積：80㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：8㎡
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午前0時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前7時～翌午前1時

9 県の意見 「意見なし」 平成18年5月11日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出、閉店時刻の繰下げを行うもので、営業時間は夜間（午前0時以降）に及ぶものであるが、騒音予測値は基準値を上回るものの、保全対象がなく店舗周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると考えられること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
 - ① リサイクルを初め廃棄物の抑制に積極的に取り組んで参ります。
 - ② 空ぶかし禁止及びアイドリングストップの看板による掲示、場内の走行について徐行を促すための店内掲示又は放送を行います。照明についても向きや照度について近隣に配慮した設置をします。
 - ③ 法令、条例を遵守します。必要に応じて関係機関と協議し適正に処理します。としており、適切な対応がなされているものと認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。